

タクシーご利用の皆様へ

平素より、タクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

福岡交通圏(福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、古賀市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡の7市8町)のタクシーは、**平成29年8月1日(火)より、運賃を改定させていただくことになりましたので、お知らせ致します。**

また、このたびの運賃改定に伴って、**従来からの中型車及び小型車の区分を統合して『普通車』といたします。**これにより、車両の選択と運賃が分かりやすくご利用頂けるものと思われま

●運賃は、以下の通りです。上限運賃で表示しています。なお、普通車の初乗運賃は、距離の短縮を行っています。(初乗距離:1,194m)

現行運賃				➔	改定運賃			
車種	初乗運賃	加算			車種	初乗運賃	加算	
特定大型	840円	166m	60円	特定大型	850円	165m	60円	
大型車	770円	165m	60円	大型車	780円	164m	60円	
中型車	650円	180m	50円	普通車	580円	203m	50円	
小型車	570円	203m	50円					

運賃の割増・割引については事業者によって一部適用が異なりますが、およそ以下のとおりとなります。

- 深夜早朝の割増運賃の適用時間を午後10時から午前5時までの間とさせていただきます(現行は、午後11時から午前5時まで)。
- 遠距離利用者への割引として9,000円を超える運賃部分を1割引といたします。
- 新たに次の割引を適用します。①高齢者ドライバーの交通事故防止対策として運転免許証返納者割引を70歳より1割引といたします。②精神障がい者割引として1割引といたします。
(各社により適用が異なりますので、予めタクシー会社にお問い合わせください。)

今後ともお客様に、安全で快適なサービスを提供し、公共交通としての使命達成に努めてまいりますので、引き続きご利用頂きますようお願い申し上げます。



福たん